

第96回

定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時

場所

東京都港区海岸一丁目11番2号
アジュール竹芝14階「天平」

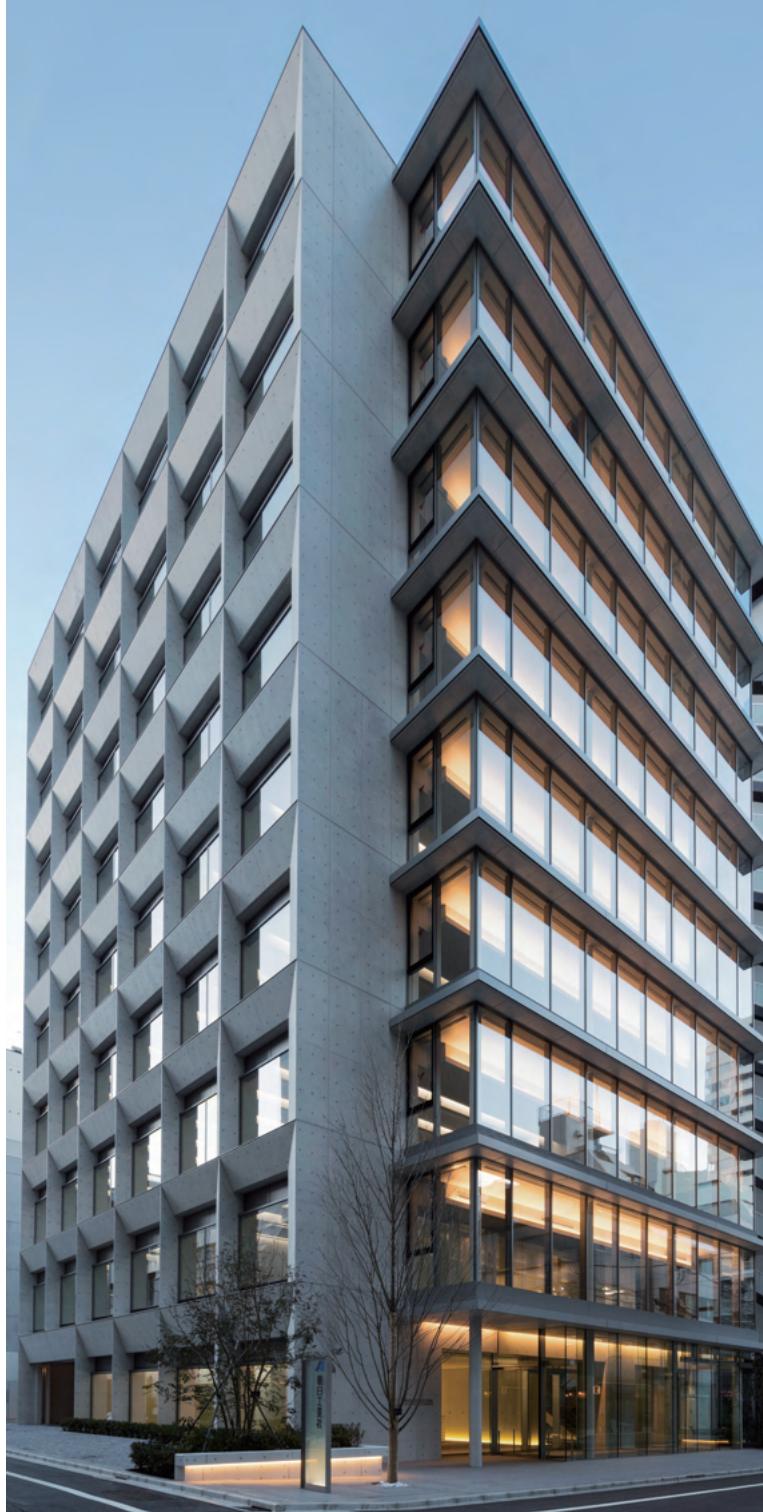
決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

◀ インターネットまたは書面による議決権行使期限 ▶
2025年6月26日(木曜日) 午後5時まで

株式会社朝日工業社

証券コード 1975



証券コード 1975
2025年6月5日

株 主 各 位

東京都港区浜松町一丁目25番7号

株式会社朝日工業社

代表取締役社長 高 須 康 有

第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第96回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.asahikogyosha.co.jp/ir/library/meeting/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「朝日工業社」または「コード」に「1975（半角）」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月26日（木）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）へアクセスしていただき、議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力いただき、上記の行使期限までにご行してください。

[書面による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区海岸一丁目11番2号
アジュール竹芝14階「天平」

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第96期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第96期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款第18条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ①事業報告の「主要な事業内容」、「主要な営業所の状況」、「使用人の状況」、「主要な借入先」、「その他企業集団の現況に関する重要な事項」、「責任限定契約の内容の概要」、「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」、「社外役員に関する事項」、「会計監査人に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制」、「会社の支配に関する基本方針」
- ②連結計算書類の「連結資本等変動計算書」、「連結注記表」
- ③計算書類の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
- ④監査報告書の「連結計算書類に係る会計監査報告」、「計算書類に係る会計監査報告」、「監査役会の監査報告」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

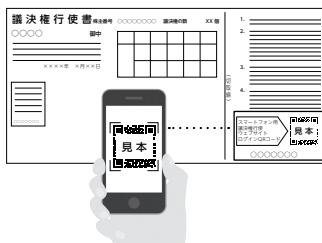
- ◎節電への協力のため、当日、当社の役員および係員は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。また、株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

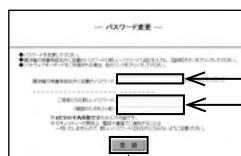
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(年末年始を除く、9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、株主の皆様への安定配当を維持するとともに、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき普通配当25円に特別配当50円および創立100周年記念配当20円を加え95円といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は2,446,773,355円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月30日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役3名を含む取締役9名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選定に当たっては、過半数が独立社外取締役で構成される任意の指名・報酬諮問委員会の答申を経ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者
番号

1

たかす やすとも
高須 康有

（1953年12月23日生） 所有する当社の株式数… 815,200株



再任

略歴、当社における地位および担当

1976年4月	当社入社	1986年9月	代表取締役社長
1982年12月	取締役	2006年6月	代表取締役社長 社長執行役員（現任）
1986年2月	常務取締役		

取締役候補者とした理由

高須康有氏は、1986年9月に当社代表取締役社長に就任して以来、経営トップとして強いリーダーシップを発揮して当社グループを牽引しております。また同氏は、企業経営、サステナビリティ、ガバナンスの面でも当社の取締役に相応しい実績とスキルを有していることから、今後も当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役への選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2



再任

かめだ みちや
亀田 道也

(1955年12月25日生) 所有する当社の株式数… 35,600株

略歴、当社における地位および担当

1983年11月	当社入社	2019年6月	取締役 常務執行役員 総務本部 副本部長 兼 財務部長
2008年10月	総務本部財務部長	2020年6月	取締役 専務執行役員 総務本部 部長
2012年5月	亞太朝日股份有限公司 監察人	2021年5月	亞太朝日股份有限公司 董事 (現任)
2015年6月	執行役員 総務本部 財務部長	2021年6月	取締役副社長 副社長執行役員 総務本部 部長 (現任)
2016年6月	取締役 執行役員 総務本部 財務部長		
2017年6月	取締役 上席執行役員 総務本部 財務部長		
2019年5月	ASAHI ENGINEERING (MALAYSIA) SDN.BHD. 取締役 (現任)		

重要な兼職の状況

亞太朝日股份有限公司 董事
ASAHI ENGINEERING (MALAYSIA) SDN.BHD. 取締役

取締役候補者とした理由

亀田道也氏は、長年にわたり本社経理部門に携わり、2016年6月に当社取締役に就任して以来、それまでの豊富な経験と知見を活かして当社グループの経営を担っております。また同氏は、財務会計、リスクマネジメント、人事管理の面でも当社の取締役に相応しい知見とスキルを有していることから、今後も当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役に選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3



再任

なかがわ かずひろ
中川 和浩

(1962年8月31日生) 所有する当社の株式数… 9,600株

略歴、当社における地位および担当

1983年4月	当社入社	2022年4月	執行役員 営業本部 副本部長 兼 戦略担当
2013年4月	名古屋支店 営業部長		
2017年4月	名古屋支店 営業統括部長 兼 第1営業部長	2023年4月	執行役員 営業本部長
2020年4月	名古屋支店 副支店長 兼 営業 統括部長	2023年6月	取締役 上席執行役員 営業本 部長
2021年4月	営業本部 戦略担当	2024年6月	取締役 常務執行役員 営業本 部長 (現任)
2021年6月	執行役員 営業本部 戦略担当		

取締役候補者とした理由

中川和浩氏は、長年にわたり設備工事業の営業部門に携わり、2023年6月に当社取締役
に就任して以来、それまでの豊富な経験や知見を活かして当社グループの経営を担って
おります。また同氏は、マーケティング、サステナビリティ、イノベーションの面でも当
社の取締役に相応しい知見とスキルを有していることから、当社の持続的な成長と中長期
的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役への選任をお願いするものであり
ます。

候補者
番号

4



再任

ひだか よういち
日高 陽一

(1965年5月30日生) 所有する当社の株式数… 5,240株

略歴、当社における地位および担当

1988年4月	当社入社	2023年4月	本店 副本店長
2014年4月	本店 第2工事部長	2023年6月	執行役員 本店 副本店長
2015年10月	本店 工事統括部長 兼 第2工 事部長	2024年4月	執行役員 本店長
2022年4月	技術本部 技術担当	2024年6月	取締役 上席執行役員 本店長 (現任)

取締役候補者とした理由

日高陽一氏は、長年にわたり設備工事業の施工管理に携わり、2024年6月に当社取締役役に就任して以来、それまでの豊富な経験や知見を活かして当社グループの経営を担っております。また同氏は、技術、営業、人財開発の面でも当社の取締役役に相応しい知見とスキルを有していることから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役への選任をお願いするものであります。

候補者
番号

5

たむら しょうじ
田村 昭二

(1948年7月27日生) 所有する当社の株式数… 0株



再任

略歴、当社における地位および担当

1998年6月	(株)富士通ビジネスシステム (現富士通Japan(株)) 取締役	2012年5月	日本エイエスアイ(株) 代表 取締役(現任)
2007年6月	同社 専務取締役	2012年12月	日本クラウド(株) 取締役 (現任)
2009年6月	(株)富士通マーケティング (現富士通Japan(株)) 代表取締役副社長	2020年6月	当社社外取締役(現任)

重要な兼職の状況

日本エイエスアイ(株) 代表取締役
日本クラウド(株) 取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

田村昭二氏は、大手上場企業グループ会社の経営に携わった経験に基づき、2020年6月に当社社外取締役に就任して以来、客観的な立場から当社の経営に対する的確な提言等を積極的に行っており、特に経営戦略に関する専門的な観点から、当社の経営に対する助言等を行っております。また、指名・報酬諮問委員として、当社の取締役候補者の選定や取締役報酬等の決定について、客観的かつ中立的な立場で助言および指導も行ってまいります。同氏は、経営戦略、IT、リスクマネジメントの面でも当社の取締役に相応しい知見とスキルを有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行するとともに、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献して頂けるものと期待し、引き続き社外取締役への選任をお願いするものであります。同氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。

候補者
番号

6

おくみや きょうこ
奥宮 京子

(1956年6月2日生)

所有する当社の株式数…

0株



再任

略歴、当社における地位および担当

1984年 4月	弁護士登録（第一東京弁護士会）	2017年 7月	厚生労働省労働政策審議会雇用環境・均等分科会 会長
2000年 9月	田辺総合法律事務所 パート ナー弁護士（現任）	2018年 4月	東京大学法科大学院運営諮問 会議 委員
2003年 8月	川崎市 監査委員	2018年 6月	(株)横浜銀行 社外取締役 東芝テック(株) 社外監査役
2009年 1月	東京地方裁判所 鑑定委員 （現任）	2023年 6月	KDDI(株) 社外取締役（現任） 当社社外取締役（現任）
2014年 6月	日本電気(株) 社外監査役 森永乳業(株) 社外取締役		

重要な兼職の状況

田辺総合法律事務所 パートナー弁護士
東京地方裁判所 鑑定委員
KDDI(株) 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

奥宮京子氏は、弁護士として培われた豊富な知見に基づき、2023年6月に当社社外取締役に就任して以来、客観的な立場から当社の経営に対する的確な提言等を積極的に行っており、特に弁護士としての専門的な観点から、当社の経営に対する助言等を行っております。また、指名・報酬諮問委員として、当社の取締役候補者の選定や取締役報酬等の決定について、客観的かつ中立的な立場で助言および指導も行ってまいります。

なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、サステナビリティ、法務、リスクマネジメントの面で当社の取締役に相応しい知見とスキルを有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行するとともに、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献して頂けるものと期待し、引き続き社外取締役への選任をお願いするものであります。同氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

候補者
番号

7

ふじやま ゆうじ
藤山 雄治

(1959年7月9日生)

所有する当社の株式数…

0株



再任

略歴、当社における地位および担当

1983年 4月	警察庁 入庁	2018年 1月	大成建設(株) 管理本部総務部 顧問
2007年 9月	鹿児島県警察 本部長		
2009年 3月	警視庁 組織犯罪対策部長	2022年 6月	(株)コロワイド 社外取締役
2012年 3月	警視庁 警備部長	2023年 6月	当社社外取締役 (現任)
2013年 8月	内閣官房危機管理審議官		
2015年 8月	皇宮警察 本部長		

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

藤山雄治氏は、長年にわたり警察組織において要職を歴任された経験に基づき、2023年6月に当社社外取締役に就任して以来、客観的な立場から当社の経営に対して的確な提言等を積極的に行っており、特にリスクマネジメントに関する専門的な観点から、当社の経営に対する助言等を行っております。また、指名・報酬諮問委員として、当社の取締役候補者の選定や取締役報酬等の決定について、客観的かつ中立的な立場で助言および指導も行っております。

なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、法務、リスクマネジメント、人材開発の面で当社の取締役に相応しい知見とスキルを有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行するとともに、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献して頂けるものと期待し、引き続き社外取締役への選任をお願いするものであります。同氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

候補者
番号

8

木村 隆志

(1966年4月9日生)

所有する当社の株式数… 2,400株



新任

略歴、当社における地位および担当

1989年 4月	当社入社	2024年 6月	執行役員 技術本部 副本部長 兼 海外事業部長
2015年 4月	名古屋支店 第2工事部長		
2018年 4月	技術本部 施工管理部長	2024年10月	執行役員 技術本部 副本部長 兼 海外事業部長 兼 電気計装 推進部長
2022年 4月	技術本部 施工管理部長 兼 海外事業部長		
2023年 4月	技術本部 副本部長 兼 施工管 理部長 兼 海外事業部長	2025年 4月	執行役員 技術本部長 (現 任)
2023年 5月	亞太朝日股份有限公司 董事 長		亞太朝日股份有限公司 董事 (現任)
2024年 4月	技術本部 副本部長 兼 海外事 業部長	2025年 5月	ASAHI ENGINEERING (MALAYSIA) SDN.BHD. 取締役 (現任)

重要な兼職の状況

亞太朝日股份有限公司 董事
ASAHI ENGINEERING (MALAYSIA) SDN.BHD. 取締役

取締役候補者とした理由

木村隆志氏は、長年にわたり設備工事事業の施工管理に携わり、それまでの豊富な経験や知見を活かして、2024年6月より執行役員技術本部副本部長兼海外事業部長として、また、本年4月からは技術本部長として、その職責を果たしております。また同氏は、研究開発、海外事業、DXの面でも当社の取締役に相応しい知見とスキルを有していることから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、新たに取締役への選任をお願いするものであります。

候補者
番号

9

伊藤 義徳

(1967年10月13日生) 所有する当社の株式数…

0株



新任

略歴、当社における地位および担当

1988年 4月	当社入社	2023年 4月	経営統括グループ 社長室長
2015年 4月	九州支店 技術部長	2025年 4月	経営統括グループ 統括 兼
2019年 4月	九州支店 業務部長		社長室長 兼 経営企画室長 (現任)

取締役候補者とした理由

伊藤義徳氏は、長年にわたり設備工事業の施工管理および経理・総務部門に携わり、それまでの豊富な経験や知見を活かして、2023年4月より経営統括グループ社長室長として、また、本年4月からは経営統括グループ統括兼社長室長兼経営企画室長として、その職責を果たしております。また同氏は、サステナビリティ、DX、ガバナンスの面でも当社の取締役に相応しい知見とスキルを有していることから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、新たに取締役への選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 上記の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 田村昭二、奥宮京子および藤山雄治の各氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 田村昭二、奥宮京子および藤山雄治の各氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社の定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしていることから、同証券取引所に対して独立役員として届け出ており、本議案が原案どおり承認された場合には、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
 4. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、田村昭二、奥宮京子および藤山雄治の各氏との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する最低責任限度額に限定する契約を締結しており、本議案が原案どおり承認された場合には、各氏との間で同様の責任限定契約を継続する予定であります。
 5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。なお、本議案が原案どおり承認された場合には、新任の取締役を含め全ての取締役が当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次年度以降も更新を予定しておりますが、契約内容は変更となる可能性があります。

(ご参考) 取締役候補者のスキル・マトリックス

当社取締役会にとって重要と考えられるスキル（知識・経験）を8項目定義し、バランスよく適切なスキルを有することを前提に、取締役候補者を指名しています。取締役候補者の有する主なスキルおよび第2号議案が原案通り承認された場合の取締役の構成・役職は、下表のとおりです。

氏名	役職	企業経営・ 経営戦略	技術・ 研究開発	営業・ マーケティング・ 海外事業	サステナ ビリティ	DX・IT・ イノベーション	ガバナンス・ リスクマネジメント	法務・ 財務会計	人事管理・ 人材開発
高須 康有	代表取締役社長 社長執行役員	○			○		○		
亀田 道也	取締役副社長 副社長執行役員						○	○	○
中川 和浩	取締役 常務執行役員			○	○	○			
日高 陽一	取締役 常務執行役員		○	○					○
木村 隆志	取締役 上席執行役員		○	○		○			
伊藤 義徳	取締役 執行役員				○	○	○		
田村 昭二	独立社外取締役	○				○	○		
奥宮 京子	独立社外取締役				○		○	○	
藤山 雄治	独立社外取締役						○	○	○

(注) 1. 上記一覧表は各人の有する全てのスキルを表すものではありません。

2. 各取締役の役職については、本総会後に開催される取締役会にて、正式に決定される予定であります。

なお、各スキルの詳細は以下の通りです。

企業経営・経営戦略	上場企業およびこれに準じる企業や組織における代表権のある取締役または代表者としての経験をもとに、当社の企業経営や経営戦略を主導することができる
技術・研究開発	施工、製造、研究開発、調達に関する十分な知識・経験を有し、技術力の強化と技術部門の統括を行うことができる
営業・マーケティング・海外事業	営業・マーケティングに関する十分な知識・経験を有し、営業力の強化と営業部門の統括を行うことができる また、海外事業に関する十分な知識・経験を有し、グローバルビジネスの強化・推進を行うことができる
サステナビリティ	ESG・SDGs等に関する十分な知識・経験を有し、サステナビリティ経営の推進を行うことができる
DX・IT・イノベーション	DX・ITに関する十分な知識・経験を有し、DX・ITの推進を行うことができる また、革新的なモノ・コト・仕組み等によって新たな価値を創造するために必要な知識・経験がある
ガバナンス・リスクマネジメント	コーポレートガバナンスやリスクマネジメント等に関する十分な知識・経験を有し、それらの推進と拡充を行うことができる
法務・財務会計	法務や財務会計に関する十分な知識・経験を有し、法令・規制等への対応・遵守や財務会計における戦略の策定・推進に適正な指示・監督を行うことができる
人事管理・人材開発	人事・労務管理、人材育成に関する十分な知識・経験を有し、人的資本経営・ダイバーシティの視点に基づいた人事戦略の策定・推進を行うことができる

(ご参考) 社外役員の独立性判断基準

当社は、社外役員の独立性および客観性を確保するために、社外役員の独立性判断基準を以下のとおり定め、①～⑨のいずれにも該当しない場合、独立性を有しているものと判断する。

- ① 最近10年間に於ける、当社グループの取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、執行役員、その他の使用人
- ② 最近3年間に於いて、「当社または当社の子会社」（以下、「当社グループ」という。）を主要な取引先とする者^{*1}またはその業務執行者^{*2}
- ③ 最近3年間に於ける、当社グループの主要な取引先^{*3}またはその業務執行者
- ④ 最近3年間に於いて、当社グループから多額の寄付または助成を受けている団体^{*4}の役職員^{*5}
- ⑤ 最近5年間に於ける、当社の主要株主^{*6}またはその役職員
- ⑥ 最近3年間に於いて、当社グループの会計監査人または監査法人の役職員であつて、当社グループの監査業務を実際に担当していた者（現在退職または退所している者を含む。）
- ⑦ 最近3年間に於いて、当社グループからの役員報酬以外に多額の金銭その他の財産上の利益^{*7}を得ている弁護士、公認会計士または税理士その他のコンサルタントのいずれかに該当する者（当該利益を得ている者が法人等の団体である場合は、当該利益を受けている団体に所属する者）
- ⑧ ①～⑦に規定するいずれかの者の配偶者または二親等以内の親族
- ⑨ 当社の社外役員として、通算の在任年数が8年間を超える者

なお、①～⑨のいずれかに該当した場合であっても、会社法が定める社外性要件および東京証券取引所が定める独立性基準を充たすことを条件に、社外取締役に関しては取締役会の決議、社外監査役に関しては監査役会の同意により、独立性を有しているものと判断することができる。

- ※1 当社グループを主要な取引先とする者とは、その取引先の事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けた者をいう。
- ※2 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、その他の使用人をいう。
- ※3 当社グループの主要な取引先とは、当社グループの事業年度における年間連結総売上高の2%以上を当社グループに支払った者をいう。
- ※4 当社グループから多額の寄付または助成を受けている団体とは、当社グループの3事業年度平均で1,000万円または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付または助成を当社グループから受けている公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等をいう。
- ※5 役職員とは、取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員、その他の使用人またはそれらに準じる者をいう。
- ※6 主要株主とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。
- ※7 多額の金銭その他の財産上の利益とは、利益を受けた者が個人である場合は当社グループの3事業年度平均で1,000万円以上の支払いのことをいい、利益を受けた者が団体である場合は当該団体の3事業年度平均で連結総売上高の2%以上の支払いのことをいう。

以 上

第3号議案 取締役および監査役の報酬額改定の内

当社の取締役および監査役の報酬額は、2020年6月26日開催の当社第91回定時株主総会において、取締役の報酬額を年額4億円以内（役員賞与を含み、使用人分給与を含まない。）、監査役の報酬額を年額8,000万円以内（役員賞与を含む。）とすることをご承認いただき今日に至っております。

この度、経営環境の変化に伴う取締役（社外取締役を含む）および監査役の責務が増大したこと等を考慮いたしまして、役員報酬の見直しを行うこととし、取締役（社外取締役を含む）の報酬額を年額5億円以内、監査役の報酬額を年額1億2,000万円以内に改定させていただきたいと存じます。なお、本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名・報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

現在の取締役は9名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は引き続き9名（うち社外取締役3名）となります。現在の監査役は4名ですが、本総会後も員数に変更はございません。

また、社外取締役および非常勤監査役については、その職務内容に鑑み役員賞与は支給しないものとしております。

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善、インバウンド需要の増加、設備投資の持ち直しの動きを背景に、緩やかな回復基調で推移しましたが、一方で、ウクライナ情勢の長期化や中東情勢の悪化などによる資源価格の高止まり、中国経済の先行き懸念、米国の今後の政策動向、国内物価の上昇、金融資本市場の変動に伴う影響など先行きは依然として不透明な状況が続きました。

当社グループの事業環境は、設備工事業業につきましては、建設投資は堅調に推移しておりますが、資機材価格の高止まり、労働者不足によるコストの上昇などが懸念される状況が続きました。精密環境制御機器の製造販売事業につきましては、半導体製造装置向け製品は、納入先の生産調整などの影響が続きましたが、FPD（フラットパネルディスプレイ）製造装置向け製品は、主に中国パネルメーカーの需要増加に伴い、受注が増加しております。また、乾燥（ドライヤ）技術を使った高機能フィルム製造装置向け製品などFPD・半導体分野での環境制御で培った技術を応用した製品の受注も増加しております。

こうした事業環境の下で、当社グループは第18次中期経営計画の2年度に当たり、基本方針として掲げた、(1)事業戦略「収益力の強化と生産性の向上」(2)人材戦略「人材の価値を最大限に引き出す人的資本経営の実践」(3)イノベーション戦略「研究開発の強化・推進と新事業への挑戦」(4)サステナビリティ基盤の強化(5)DX基盤の強化に取り組んでまいりました。その結果、受注高は当初予想を上回り、売上高は概ね計画通りとなりました。また、利益面につきましても、工事採算の改善に努め当初予想を上回る成績を上げることができました。

次に当連結会計年度の経営成績についてご説明いたしますと、まず、受注高につきましては930億9千8百万円（前年比4.6%減少）となりました。事業別の内訳は、設備工事業業が857億1千6百万円（前年比8.0%減少）、機器製造販売事業は73億8千2百万円（前年比66.9%増加）となりました。次に、売上高につきましては919億4千7百万円（前年比0.3%増加）となりました。事業別の内訳は、設備工事業業の完成工事高は、861億1千1百万円（前年比2.4%減少）、機器製造販売事業の製品売上高は58億3千5百万円（前年比69.6%増加）となりました。

利益面につきましては、工事採算の改善などにより、売上総利益は153億5千7百万円、前

年比37億4百万円の増加となりました。販売費及び一般管理費は、前年より増加しましたが、売上総利益の増加により営業利益は、72億4千8百万円、前年比26億7千9百万円の増加となりました。事業別の内訳は、設備工事事業は前年比24億9千5百万円増加し76億6百万円の営業利益となりましたが、機器製造販売事業は3億5千8百万円の営業損失となりました。経常利益は、前年比26億8千5百万円増加し、75億8千2百万円となりました。特別損益に投資有価証券売却益10億4千8百万円などを計上し、親会社株主に帰属する当期純利益は前年比25億1千6百万円増加し、62億2千9百万円となりました。

◇企業集団の事業種目別の受注高および売上高

(単位：百万円)

事業区分	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
設備工事事業	85,716	86,111	82,348
機器製造販売事業	7,382	5,835	7,092
合計	93,098	91,947	89,441

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は25億5千1百万円であり、その主なものは新技術研究所の建設、基幹システム等の改修および機器事業部生産設備に係る支出です。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達について、特筆すべきものではありません。

(4) 対処すべき課題

今後の日本経済は、引き続き、中国経済の先行き懸念、米国の政策動向、資源価格の高騰、物価上昇、金融資本市場の変動など先行きは依然として不透明な状況が続くと思われま

す。次期連結会計年度は、第18次中期経営計画の最終年度に当たり、引き続き、基本方針としての3つの戦略とそれらを支える2つの基盤強化に取り組んでまいります。また、今秋の完成を目指し、茨城県つくば市に新技術研究所を建設中であり、研究開発を強化・推進してまいります。

当社は2025年4月に創立100周年を迎えました。改めて社会に存在する意義（パーパス）や社会に提供していく価値を明確にし、それを役職員全員で共有して事業活動を行うことがさらなる企業価値の向上と持続的成長に重要であると考え、新たな企業理念「ASAHI-PHILOSOPHY」

- Purpose（パーパス）：『情熱と技術で、世界をもっと最適に』を中核に
- Promise（プロミス）：お客様への約束、社会への約束
- Policy（ポリシー）：会社の活動指針
- Principle（プリンシプル）：社員の行動指針

を制定し、その実現に向けた長期ビジョン「ASAHI-VISION 2050」を策定し、今後の事業活動に取り組んでまいります。

なお、中期経営計画、企業理念「ASAHI-PHILOSOPHY」、長期ビジョン「ASAHI-VISION 2050」の詳細につきましては、当社ホームページ(<https://www.asahikogyosha.co.jp>)をご参照ください。

株主の皆様におかれましては、今後とも特段のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 93 期 (2022年 3 月期)	第 94 期 (2023年 3 月期)	第 95 期 (2024年 3 月期)	第96期(当期) (2025年 3 月期)
受 注 高	82,002	86,778	97,586	93,098
売 上 高	68,820	80,171	91,676	91,947
営 業 利 益	2,287	2,697	4,568	7,248
経 常 利 益	2,596	3,127	4,896	7,582
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	1,860	2,480	3,712	6,229
純 資 産	34,360	35,380	38,756	42,027
総 資 産	72,081	78,941	84,012	80,861
1 株当たり当期純利益	72円56銭	96円58銭	144円35銭	241円95銭
1 株 当 たり 純 資 産	1,339円15銭	1,376円70銭	1,506円49銭	1,631円80銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、また、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づいて算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。
2. 2022年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。そのため、第93期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算定しております。
3. 2024年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。そのため、第93期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算定しております。

(6) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

①設備工事事業

下記の環境整備に関する諸設備の設計・施工ならびに監理

- ◎空気調和・換気設備
- ◎給排水・衛生・消火設備
- ◎工場配管・乾燥・除塵設備
- ◎クリーンルーム設備

②機器製造販売事業

環境制御に関する装置の設計・製造ならびに販売

(7) 主要な営業所の状況 (2025年3月31日現在)

①当社

本 社	東京都港区浜松町1-25-7	横 浜 支 店	横浜市中区
本 店	東京都港区	名 古 屋 支 店	名古屋市東区
大 阪 支 社	大阪市淀川区	中 国 支 店	広島市南区
北 海 道 支 店	札幌市中央区	九 州 支 店	福岡市中央区
東 北 支 店	仙台市青葉区	機 器 事 業 部	千葉県船橋市
北 関 東 支 店	さいたま市大宮区	技 術 研 究 所	千葉県習志野市
東 関 東 支 店	千葉市中央区	営 業 所	全国26ヶ所

②子会社

北 海 道 ア サ ヒ 冷 熱 工 事 (株)	札幌市中央区
亞 太 朝 日 股 份 有 限 公 司	台湾 (台北)
ASAHI ENGINEERING (MALAYSIA) SDN.BHD.	マレーシア (クアラルンプール)

(8) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

事 業 部 門	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
設 備 工 事 事 業	1,010名	97名増
機 器 製 造 販 売 事 業	82名	8名増
合 計	1,092名	105名増

②当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,037名	102名増	45.3歳	18.4年

(注) 当連結会計年度および当事業年度から、使用人数は執行役員を除き契約社員を含めております。

(9) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
北海道アサヒ冷熱工事(株)	30百万円	100%	空気調和・給排水・衛生設備の 施工・修理・保守監理
亞太朝日股份有限公司	台湾ドル 15,000千	100%	空気調和・給排水・衛生設備の 企画・設計・施工
ASAHI ENGINEERING (MALAYSIA) SDN.BHD.	マレーシアリンギット 1,000千	100%	空気調和・給排水・衛生設備の 企画・設計・施工

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(10) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	1,000
農林中央金庫	900
株式会社三井住友銀行	595
日本生命保険相互会社	500

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 108,800,000株 (普通株式)
 (2) 発行済株式の総数 27,200,000株 (自己株式1,444,491株を含む)
 (3) 株主数 8,375名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	2,412	9.36
朝日工業社共栄会	1,199	4.65
株式会社みずほ銀行	1,160	4.50
農林中央金庫	1,152	4.47
日本生命保険相互会社	1,003	3.89
朝日工業社西日本共栄会	957	3.71
高 須 康 有	815	3.16
朝日工業社従業員持株会	814	3.16
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	676	2.62
小野薬品工業株式会社	360	1.39

- (注) 1. 当社は、自己株式 1,444,491株を保有しておりますが、上記の大株主からは除外して
 おります。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く。)	12,700株	6名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「取締役および監査役の報酬等の額」に記載のとおり
 あります。

(6) その他株式に関する重要な事項

1. 会社法第184条第2項の規定に基づき、2024年4月1日付で当社定款第6条を変更し、発行可能株式総数は54,400,000株増加して108,800,000株となりました。
2. 2024年2月8日開催の取締役会決議により、2024年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、2024年4月1日を効力発生日として、その所有株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行いました。これにより、発行済株式総数は13,600,000株増加して27,200,000株となりました。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況 (2025年3月31日現在)

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
高須 康有	代表取締役社長	社長執行役員
亀田 道也	取締役副社長	副社長執行役員 総務本部長 亞太朝日股份有限公司 董事 ASAHI ENGINEERING (MALAYSIA) SDN.BHD. 取締役
服部 充	取締役	常務執行役員 技術本部長 ASAHI ENGINEERING (MALAYSIA) SDN.BHD. 取締役
岡本 如司	取締役	常務執行役員 経営統括グループ 統括 兼 経営企画室長
中川 和浩	取締役	常務執行役員 営業本部長
日高 陽一	取締役	上席執行役員 本店長
田村 昭二	取締役	日本エイエスアイ株式会社 代表取締役 日本クラウド株式会社 取締役
奥宮 京子	取締役	田辺総合法律事務所 パートナー弁護士 東京地方裁判所 鑑定委員 厚生労働省労働政策審議会雇用環境・均等分科会 会長 KDDI株式会社 社外取締役
藤山 雄治	取締役	
筑 崇	常任監査役	常勤
佐々木 修	常任監査役	常勤
板谷 宏之	監査役	板谷宏之公認会計士事務所 代表 株式会社ジェイ・ウィル・コーポレーション 社外取締役
中野 道夫	監査役	中之島高速鉄道株式会社 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役田村昭二、奥宮京子および藤山雄治の各氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役佐々木修、板谷宏之および中野道夫の各氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役佐々木修氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 監査役板谷宏之氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 当社は、取締役田村昭二、奥宮京子および藤山雄治ならびに監査役佐々木修、板谷宏之および中野道夫の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、全ての社外取締役および監査役との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する最低責任限度額に限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社取締役、監査役、執行役員、子会社取締役および子会社監査役であり、被保険者は特約部分も含め保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害について填補されることとなります。ただし、犯罪行為および意図的に違法行為を行った役員自身の損失等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

(4) 取締役および監査役の報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	非 報 金 銭 酬		
取 締 役	325	153	154	17	11	
監 査 役	79	51	28	-	6	
合 計 (うち社外役員)	405 (72)	204 (58)	182 (14)	17 (-)	17 (8)	

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬にかかる業績指標は当社グループの業績(受注高、売上高および各段階での利益等)であり、その実績は「事業の経過および成果」に記載のとおりであります。当該指標を選択した理由は、各取締役の業績目標達成への貢献意欲を高めるためであります。また、業績連動報酬の額の算定方法は、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に記載のとおりであります。

3. 非金銭報酬の内容は譲渡制限付株式であり、割当ての際の条件等は、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に記載のとおりであります。また、当事業年度における譲渡制限付株式の交付状況は、「当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第91回定時株主総会において年額400百万円以内（役員賞与を含み、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は3名）であります。また、当該金銭報酬の限度額とは別枠で、当該定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し譲渡制限付株式報酬の限度額を年額45百万円以内、株式数の上限を25,000株以内と決議いただいた後、普通株式1株につき2株の割合で2度株式分割を行ったため、現在の上限株数は100,000株となっております。
5. 監査役の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第91回定時株主総会において年額80百万円以内（役員賞与を含む。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。
6. 取締役会は、代表取締役社長社長執行役員に対し各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには、代表取締役が適していると判断したためであります。なお、代表取締役に委任された基本報酬等の額の決定に当たっては、事前に過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会がその妥当性等について確認しております。

②当事業年度中に支払った役員退職慰労金

2020年6月26日開催の第91回定時株主総会決議に基づき、取締役1名に対し12百万円、監査役2名に対し10百万円の退職慰労金を支払っております。なお、当該金額には、過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額23百万円（取締役12百万円、監査役10百万円）が含まれております。

(5) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2022年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の改定を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、予め決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることならびに指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

①基本方針

当社の取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬および短期業績に連動した役員賞与ならびに譲渡制限付株式報酬で構成し、業績および企業価値の向上に有効に機能すること、また当社の株価における変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することにより株価上昇および企業価値向上への取締役の意欲を高めることを念頭に決定します。

②基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬の時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬額は、株主総会で決議いただいた年間の支払限度額である400百万円（役員賞与を含み、使用人分給与は含まない。）の範囲内で、役位、職責および業績への貢献度等を総合的に勘案して決定します。基本報酬の支給は原則として暦月計算とし、支給日は従業員と同一とします。

③役員賞与（業績連動報酬）の額の決定に関する方針（報酬の時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役（社外取締役を除く。）の役員賞与（業績連動報酬）の額は、株主総会で決議いただいた年間の支払限度額である400百万円（基本報酬を含み、使用人分給与は含まない。）の範囲内で、役位、職責、業績（受注高、売上高および各段階での利益等）、従業員の賞与水準および過去の支給実績等を総合的に勘案して支給基準額を決定し、各取締役の業績への貢献度を踏まえて支給基準額に対し20パーセントの範囲で増額または減額させて決定します。役員賞与の支給は原則として、毎年、定時株主総会の翌営業日に行います。なお、業績次第では支給しない場合もあります。

④株式報酬（非金銭報酬）の額の決定に関する方針（報酬の時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役（社外取締役を除く。）の株式報酬（非金銭報酬）は、譲渡制限付株式報酬として株主総会で承認された年間の金銭報酬債権限度額である45百万円、上限株式数100,000株（株式数の上限を25,000株以内と決議いただいた後、普通株式1株につき2株の割合で2度株式分割を行ったため、現在の上限株数は100,000株となっております。）の範囲内で、役位、職責および業績への貢献度等を総合的に勘案して決定します。また、株式報酬の割当では原則として、毎年、定時株主総会終結後に開催される取締役会閉会后1ヶ月以内に行い、割当てを受けた取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任（退任と同時に再任す

る場合を除く。)する日までの期間(以下、「譲渡制限期間」という。)において、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」という。)について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与および遺贈その他一切の処分行為をすることができず(以下、「譲渡制限」という。)、また、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限が解除されます。ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整します。なお、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合(当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除く。)には、当社は本割当株式を当然に無償で取得するとともに、本割当株式のうち譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

⑤取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

各報酬の割合は、一定の水準には固定せず、役位、職責、業績(受注高、売上高および各段階での利益等)への貢献度、従業員の賞与水準および過去の役員賞与支給実績等を総合的に勘案して適切に設定します。

⑥取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役における個人別の各報酬の額等については、取締役会決議に基づき代表取締役にその具体的な金額等の決定を委任するものとし、その権限の範囲は、各取締役の基本報酬および役員賞与の額ならびに株式報酬の額および割当株式数とします。当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、当社役員報酬規則および株式報酬規程ならびに当決定方針に則して、予め指名・報酬諮問委員会において取締役の個人別の各報酬の額を協議することとし、代表取締役は、当該協議結果の内容に則して取締役における個人別の各報酬の額等を決定することとします。

⑦その他個人別報酬の内容の決定に関する重要な事項

2020年6月26日開催の第91回定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止し、廃止後も引き続き在任する取締役に対しては当該定時株主総会終結の時までの在任期間を対象と

した金額の打切り支給を行う旨および打切り支給の時期については原則として各取締役の退任時とする旨を決議いただきました。また、同日開催の取締役会において、個別の支給額については同年4月28日開催の指名・報酬諮問委員会で審議した内容とし、支給方法などの決定は代表取締役に委任する旨を決議しました。

(6) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者および社外役員としての兼職状況

地 位	氏 名	兼 職 の 状 況
取 締 役	田 村 昭 二	日本エイエスアイ株式会社 代表取締役 日本クラウド株式会社 取締役
取 締 役	奥 宮 京 子	田辺総合法律事務所 パートナー弁護士 東京地方裁判所 鑑定委員 厚生労働省労働政策審議会雇用環境・均等分科会 会長 KDDI株式会社 社外取締役
監 査 役	板 谷 宏 之	板谷宏之の公認会計士事務所 代表 株式会社ジェイ・ウィル・コーポレーション 社外取締役
監 査 役	中 野 道 夫	中之島高速鉄道株式会社 代表取締役社長

(注) 当社と日本エイエスアイ株式会社、日本クラウド株式会社、田辺総合法律事務所、KDDI株式会社、板谷宏之の公認会計士事務所、株式会社ジェイ・ウィル・コーポレーションおよび中之島高速鉄道株式会社との間には特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況等

当事業年度中の社外役員の活動状況および社外取締役が当社の期待に対して果たした職務の概要は以下のとおりであります。

- ・取締役田村昭二氏は、当事業年度中に開催された取締役会9回の全てに出席しております。主に経営戦略に関する専門的な知見に基づき、当社から独立した立場に立って、取締役会の意思決定の妥当性、適正性に資する提言等を積極的に行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、客観的かつ中立的な立場で取締役候補者の選定および役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
- ・取締役奥宮京子氏は、当事業年度中に開催された取締役会9回の全てに出席しております。主に法務に関する専門的な知見に基づき、当社から独立した立場に立って、取締役会の意思決定の妥当性、適正性に資する提言等を積極的に行っております。また、指名・報酬諮問委

員会の委員として、客観的かつ中立的な立場で取締役候補者の選定および役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

- ・取締役藤山雄治氏は、当事業年度中に開催された取締役会9回のうち8回に出席しております。主にリスクマネジメントに関する専門的な知見に基づき、当社から独立した立場に立って、取締役会の意思決定の妥当性、適正性に資する提言等を積極的に行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、客観的かつ中立的な立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
- ・監査役佐々木修氏は、2024年6月27日就任以降、当事業年度中に開催された取締役会7回、監査役会5回の全てに出席し、他社における豊富な経験等に基づき、当社の経営の健全性に資する提言等を積極的に行っております。
- ・監査役板谷宏之氏は、当事業年度中に開催された取締役会9回、監査役会7回の全てに出席し、公認会計士としての豊富な経験等に基づき、当社の経営の健全性に資する提言等を積極的に行っております。
- ・監査役中野道夫氏は、2024年6月27日就任以降、当事業年度中に開催された取締役会7回、監査役会5回の全てに出席し、大手上場会社等における経営者としての豊富な経験および専門的見地から、当社の経営の健全性に資する提言等を積極的に行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称

清陽監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	43百万円
②当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(5) 業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

5. 業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制の決議の内容

当社は、取締役会において、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備について次のとおり決定しております。

①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・ 役職員の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすために企業行動憲章および倫理・コンプライアンス規程を策定し、全役職員に周知徹底させる。
- ・ 社長を委員長とするコンプライアンス委員会は、コンプライアンス経営の実践を監督、支援するとともに、問題の発生を認識した場合は速やかに是正措置を講じ、取締役会に適宜報告する。
- ・ 法務コンプライアンス部は、社内関係部門および社外弁護士と連携し、コンプライアンスに関わる制度、規程および体制の整備を図るほか、業務に関わるコンプライアンスの相談窓口となる。また、役職員に対するコンプライアンス教育を継続的に実施する。
- ・ 当社の業務執行ラインから独立した内部監査室は、法令遵守状況を監査し、その結果を社長に適時報告するほか、適宜取締役会および監査役会に直接報告する。
- ・ 法令違反等に関する通報または相談の適正な処理の仕組みを定めた内部通報および調査に関する規程に基づき、不正行為等の早期発見と是正を図る。
- ・ コンプライアンス違反を行った役職員に対しては、社内規程に基づき、厳正な処分を行う。
- ・ 当社から独立した立場で取締役会の意思決定に関与し、また業務執行状況を監督するため、社外取締役および社外監査役を選任する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・ 文書管理規程を策定し、これに従い、取締役の行った職務執行または意思決定に関する文書（電磁的記録を含む。以下総称して「文書等」という。）を作成し、保存および管理をする。
- ・ 取締役および監査役は、文書管理規程に基づき、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 当社のリスク管理に関する必要事項を定めたリスク管理規程を策定し、リスクの防止および

会社の損失の最小化を図るとともに、関連する諸規程によってリスク管理体制の構築および運用を行う。

- ・ 社長を委員長とするリスク管理委員会は、全社的なリスク管理を強化するため、関係部門を通じて当社全体のリスクの洗い出しを行う。また、必要なリスク管理を実施し、実施したリスク管理の結果を取締役に報告する。
- ・ 内部監査室は各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を社長に適時報告するほか、適宜取締役会および監査役に直接報告する。
- ・ 取締役会は定期的にリスク管理体制の見直しを行う。
- ・ 当社の経営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合の連絡経路および対処方法等に関する規程を策定し、その情報が迅速かつ的確に伝達される体制を整備する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 3ヶ年を期間とする中期経営計画と単年度単位の事業計画を策定し、計画的な経営を推進する。
- ・ 業務運営の円滑化を図るとともに、経営の効率化を実現するため取締役会規則および職務権限規程等を機動的に見直す。
- ・ 取締役会の構成を見直して意思決定の迅速化を図る。
- ・ 常勤取締役および常勤監査役によって、取締役会付議事項やその他の重要事項について審議する経営会議を開催し、意思決定の迅速化を図る。また、常勤取締役、常勤監査役、執行役員および子会社社長を出席者とした合同会議を定期的に開催し、業務運営の円滑化を図るとともに、事業の進捗状況を管理する。

⑤反社会的勢力排除に向けた体制

- ・ 市民社会の秩序や安全に脅威を与え、企業の健全な発展を阻害する反社会的勢力、組織または団体（以下「反社会的勢力」という。）とは関係を一切遮断し、それらの活動を助長する行為および運営に資する利益の供与は行わない。
- ・ 反社会的勢力から不当な要求等を受けた場合には、弁護士や警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で組織的に対応する。

⑥当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 当社グループ内で共通の企業行動憲章を定め、当社グループの全役職員が一体となって遵法精神を徹底する体制を整える。

- ・当社のコンプライアンス委員会、法務コンプライアンス部およびリスク管理委員会は、グループ横断的に職務を遂行する。
- ・当社の内部通報および調査に関する規程をグループ企業に準用し、当社グループの全役職員を対象とした内部通報体制を整備する。
- ・当社の内部監査室は、グループ企業に対する内部監査を実施する。
- ・当社の監査役は、グループ企業の監査役および当社の内部監査室等と連携し、企業集団における内部統制の状況を監視する。
- ・財務報告の信頼性を確保し、社会的な信用の維持・向上を図るために必要な内部管理の規程および体制を継続的に整備し、運用する。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から要請があった場合には、監査役の職務を補助するために必要な人員を速やかに配置する。なお、職務を補助する使用人は監査役の指揮命令に従うものとする。

⑧監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する使用人は、取締役の指揮命令を受けないものとし、その使用人の人事異動、人事評価、懲戒については、事前に監査役会の意見を徴しこれを尊重するものとする。

⑨取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・取締役および使用人は、監査役に対しその要請に応じて必要な報告および情報提供を行うとともに、以下の事項が発生した場合または発生を予見した場合には、監査役に当該事項を遅滞なく報告する。
 - イ. 当社およびグループ企業に著しい信用失墜や損害を及ぼす事項
 - ロ. 取締役および使用人による不正行為、法令・定款違反行為
- ・上記の報告をした者は、当該事項を報告したことを理由に解雇その他いかなる不利益な取扱いをされない。
- ・監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役および使用人から重要事項の報告を受ける。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・当社グループにおける取締役および使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の

環境を整備するよう努める。

- ・ 監査役会は、社長との定期的な意見交換会を開催するとともに、内部監査室および会計監査人との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。
- ・ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用の予算を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 集合研修、社内イントラネットを使用したビデオ受講およびe-ラーニングを組み合わせ、当社グループの全役職員および派遣社員のうち希望者を対象にしたコンプライアンス教育を実施しました。
- ② 内部監査室は、内部監査規程および事前に作成した監査計画に基づいて当社グループにおける内部監査を実施し、その結果を社長に適時報告するほか、監査結果を適宜取締役会および監査役に直接報告しました。
- ③ 中期経営計画および単年度事業計画を策定し、計画的な経営を推進しております。
- ④ 当社グループの財務報告の信頼性を確保するための規程を整備し、財務報告に係る内部統制の管理、運用および有効性の評価を実施しております。
- ⑤ 監査役は、グループ企業の監査役および内部監査室と連携して当社グループの内部統制の状況を監視するとともに、効果的に監査業務を遂行しております。また、定期的に会計監査人から報告を受け、適宜情報および意見を交換するほか、必要に応じて会計監査人が実施する監査にも立ち会っております。
- ⑥ 監査役は、取締役会および経営会議等の重要な会議に出席するほか、社長とも定期的に意見を交換することで監査の実効性を確保しております。

6. 会社の支配に関する基本方針

I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は2008年5月15日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）を決定しました。その内容の概要は、以下のとおりです。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者であることが必要であると当社は考えています。上場会社である当社の株券等については、株主および投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思により決定されるべきであり、当社の株券等に対する大規模買付行為があった場合、当社株券等を売却するかどうかの判断も、最終的には当社の株券等を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。また、当社は、当社の株券等の大規模買付行為がなされる場合であっても、これが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、近年、わが国における株券等の大規模買付行為の中には、その目的等から見て対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株券等の大規模買付行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも見受けられます。

当社が今後も企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し向上させるためには、長年培ってきた顧客や協力会社との信頼関係の維持、技術力・施工力の研鑽による競争力の向上、空気調和衛生設備の派生技術の応用による新事業分野の開拓、財務内容、収益力、社員待遇など総合的な企業体質の向上などの中長期的な視点に立った事業展開が必要不可欠であり、これらが当社の株券等の大規模買付行為を行う者により確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である買収者が大規模買付行為を行う場合に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社の企業価値を構成する事項等、様々な情報を適切に把握した上で、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に及ぼす影響を判

断する必要がありますが、かかる情報が明らかにされないまま大規模買付行為が強行される場合には当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益は毀損される可能性があります。

当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては必要かつ相当な対抗手段を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えます。

II. 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

1) 当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて

(1) 当社の企業価値の源泉について

当社は、1925年(大正14年)に、紡績会社の温湿度調整、噴霧吸湿、除塵装置等の施工を目的として創業しました。現在は、空気調和、給排水衛生、クリーンルーム等の環境整備に関する諸設備の設計、施工、監理を行う設備工事業と半導体および液晶製造装置向けの精密環境制御機器を製造販売する機器製造販売事業を展開しており、設備工事業の他に機器製造販売事業を合わせ持つことが当社の特色となっています。

こうした当社の企業価値の源泉は、設備工事業の公共性および機器製造販売事業の独自性を踏まえ、①創業以来100年の社歴により培われた顧客、協力会社、株主等のステークホルダーとの信頼関係、②長い社歴に裏打ちされた豊富な実績と確かな技術力、③熟練した技術を有し、当社の設備工事業および機器製造販売事業の事業特性を十分に把握した従業員の存在にあります。

創業100周年を迎えた当社は、社会における存在意義（パーパス）と提供価値を明確にし、それを全社員で共有して事業活動を行うことが、企業価値の向上と持続的成長に不可欠であると考え、パーパス『情熱と技術で、世界をもっと最適に』を中核とした企業理念「ASAHI-PHILOSOPHY」と、その実現に向けた長期ビジョン「ASAHI-VISION2050」を掲げ、これに基づいた事業を推進し、今後もステークホルダーの期待に応えるべく、価値ある挑戦を続けてまいります。

(2) 中期経営計画について

当社グループは、中期的な経営の指針として3ヶ年を計画期間とする中期経営計画を策定しており、2023年4月から、長期ビジョン「ASAHI-VISION 100」の最終ステージである第18次中期経営計画(2023年4月～2026年3月)をスタートいたしました。本年4月に迎えた創立100周年の節目を新たな出発点として、100周年のその先へ向けて、「事業戦略」、「人材戦略」、「イノベーション戦略」の3つの戦略と、これらを支える「サステナビリティ基盤」、「DX基

盤」の2つの基盤の強化に取り組むことを基本方針とし、社会に対して新たな価値を創造するオンリーワン・カンパニーを目指し、総力をあげて取り組んでまいります。

なお、第18次中期経営計画の詳細については、当社ホームページ (<https://www.asahikogyosha.co.jp>) をご参照ください。

2) コーポレートガバナンスの強化について

当社は、企業の社会的責任を達成するとともに、株主の皆様を始め様々なステークホルダーの利益を尊重し、企業価値の更なる向上を実現するため、経営上の組織や仕組みを改善し、コーポレートガバナンスを強化していくことを最も重要な経営課題と位置づけております。

当社は2006年6月に執行役員制度を導入し、経営効率の向上と意思決定の迅速化、意思決定・監督機能と業務執行機能の分担の明確化を図っております。

取締役会は、社外取締役3名を含む9名の取締役で構成され、定時取締役会を2ヶ月に1回以上開催し、また、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、重要事項の決議および取締役・執行役員業務執行状況の監督を行っております。また、常勤の取締役により構成される経営会議を毎月1回以上開催し、取締役会付議事項その他の重要事項について審議しております。なお、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を確立するため、取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。また、当社は、取締役会の実効性をより高め、取締役会全体の機能を向上させることを目的として、毎年、取締役会の実効性に関する評価（自己評価）を実施し、その評価結果を公表しております。かかる評価は、「取締役会の実効性に関する自己評価アンケート」を取締役会出席者に対して配付し、その回答結果を参考に取締役会において議論を行い、分析・評価を行う方法により実施しております。

監査役会は社外監査役3名を含む4名の体制としております。監査役会は2ヶ月に1回以上開催されるほか、必要に応じて随時開催され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議または決議を行っております。監査役は法令および監査役会が定めた監査の方針、監査計画に基づき、業務および財産の状況を調査し、取締役会その他の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程および取締役等の業務執行状況を確認するとともに、必要に応じて意見表明を行っております。

内部監査部門としては、業務執行部門から独立した社長直轄の「内部監査室」を設置しています。内部監査室は、監査役および会計監査人と連携し、監査室の監査計画に基づく業務監査、会計監査および内部統制の評価を実施し、公正かつ客観的な立場から、経営に対し評価・助言を行い、各部門の業務の改善を推進しております。

また、会計監査人である清陽監査法人より、独立の立場から監査を受けております。

社外役員については、社外取締役は、当社から独立した立場で取締役会の意思決定に関与し、取締役・執行役員の実務執行状況を監視・監督しております。社外監査役は、各々の持つ豊富な業務経験、経営経験および幅広い見識等に基づき、独立した視点で取締役会の意思決定および取締役等の業務執行状況を監査しております。社外役員は全員独立役員資格を充たしており、当社は社外役員全員を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。2019年3月には、取締役の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的に、取締役会の諮問機関として、指名・報酬諮問委員会を設置しました。委員は3名以上とし、その過半数を独立社外取締役で構成することとしており、委員長は指名・報酬諮問委員会の決議により、委員の中から選定しております。指名・報酬諮問委員会は、取締役会の諮問に基づき、経営陣幹部の選任および取締役候補者の指名ならびに経営陣幹部を含む取締役の報酬について取締役会へ答申を行っております。

当社は、今後も経営上の組織や仕組みを改善し、取締役制度、監査役制度の機能を強化することによって、より充実したコーポレートガバナンスの実現に努めるとともに、常に株主および投資家の皆様の視点に立った迅速で正確かつ公平な会社情報の開示に努め、経営の透明性を高めてまいります。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、2023年5月12日開催の取締役会において、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることにより当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益が毀損されることを防止するための取組みの一つとして、2008年6月27日に導入し、一部改定を加えて継続してきた当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針の更新に関する議案（更新後の対応方針を、以下「本対応方針」といいます。）を2023年6月29日開催の当社第94回定時株主総会に付議することを決定し、当該定時株主総会において、株主の皆様にご承認いただきました。

本対応方針の詳細につきましては、2023年5月12日付当社プレスリリース「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新について」（当社ホームページ <https://www.asahikogyosha.co.jp>）をご参照ください。

Ⅳ. 上記Ⅱ.記載の取組みについての取締役会の判断

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことこそが株主の皆様の共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益

の向上を目的に、上記Ⅱ.記載の取組みを行ってまいりました。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を向上させ、その向上が株主および投資家の皆様による当社株式の評価に適正に反映されることにより、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を著しく損なうおそれのある株券等の大規模買付行為は困難になるものと考えられるため、これらの取組みは、上記Ⅰ.記載の基本方針に資するものと考えております。

したがって、上記Ⅱ.記載の取組みは、上記Ⅰ.記載の基本方針に沿うものであり、株主の皆様のご利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

V. 上記Ⅲ.記載の取組みについての取締役会の判断

上記Ⅲ.記載の取組みは、十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保の要請に応じない大規模買付者、および当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を著しく損なう大規模買付行為を行いまは行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしております。したがって、上記Ⅲ.記載の取組みは、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、上記Ⅰ.記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

また、上記Ⅲ.記載の取組みは、当社の株券等に対する大規模買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様にご提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大規模買付行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を確保するために実施されるものです。さらに、上記Ⅲ.記載の取組みにおいては、株主意思の重視（株主総会決議による導入等）、合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定および独立委員会の設置など、当社取締役会による恣意的な判断を排し、上記Ⅲ.記載の取組みの合理性を確保するための様々な制度および手続が確保されているものであります。

したがって、上記Ⅲ.記載の取組みは、上記Ⅰ.記載の基本方針に沿うものであり、株主の皆様のご利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	60,288	流 動 負 債	36,786
現 金 預 金	18,532	支払手形・工事未払金等	18,650
受取手形・完成工事未収入金等	33,046	電 子 記 録 債 務	5,544
電 子 記 録 債 権	4,797	短 期 借 入 金	3,300
未 成 工 事 支 出 金	1,261	1年内返済予定の長期借入金	98
仕 掛 品	1,487	リ ー ス 債 務	120
材 料 貯 蔵 品	226	未 払 法 人 税 等	1,602
そ の 他	938	未 成 工 事 受 入 金	3,198
貸 倒 引 当 金	△1	完 成 工 事 補 償 引 当 金	50
固 定 資 産	20,573	工 事 損 失 引 当 金	274
有 形 固 定 資 産	8,510	そ の 他	3,946
建 物 ・ 構 築 物	2,737	固 定 負 債	2,047
機 械、運 搬 具 及 び 工 具 器 具 備 品	178	長 期 借 入 金	196
土 地	3,082	リ ー ス 債 務	280
リ ー ス 資 産	365	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,325
建 設 仮 勘 定	2,146	長 期 未 払 金	196
無 形 固 定 資 産	448	資 産 除 去 債 務	48
投 資 其 他 の 資 産	11,613	負 債 合 計	38,834
投 資 有 価 証 券	9,836	純 資 産 の 部	
そ の 他	1,783	株 主 資 本	38,912
貸 倒 引 当 金	△6	資 本 金	3,857
資 産 合 計	80,861	資 本 剰 余 金	3,824
		利 益 剰 余 金	31,878
		自 己 株 式	△647
		其 他 の 包 括 利 益 累 計 額	3,115
		其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,426
		為 替 換 算 調 整 勘 定	264
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△576
		純 資 産 合 計	42,027
		負 債 純 資 産 合 計	80,861

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高	86,111	
完 成 工 事 高 製 品 売 上 高	5,835	91,947
売 上 原 価	71,151	
完 成 工 事 原 価 製 品 売 上 原 価	5,438	76,590
売 上 総 利 益	14,960	
完 成 工 事 総 利 益 製 品 売 上 総 利 益	396	15,357
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,108
営 業 利 益		7,248
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金 不 動 産 賃 貸 料 他	355 12 68	435
営 業 外 費 用		
支 払 利 息 他 そ の 他	28 72	101
経 常 利 益		7,582
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益 投 資 有 価 証 券 売 却 益	0 1,048	1,048
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損 ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損 投 資 有 価 証 券 評 価 損 減 損	1 0 3 0	5
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		8,625
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 法 人 税 等 調 整 額	2,483 △87	2,396
当 期 純 利 益		6,229
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		6,229

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2024年4月1日 期首残高	3,857	3,798	27,321	△660	34,316
当 期 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,672		△1,672
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			6,229		6,229
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		26		13	39
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)					
当期中の変動額合計	-	26	4,556	12	4,596
2025年3月31日 期末残高	3,857	3,824	31,878	△647	38,912

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
2024年4月1日 期首残高	4,662	233	△455	4,440	38,756
当 期 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△1,672
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					6,229
自 己 株 式 の 取 得					△0
自 己 株 式 の 処 分					39
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	△1,235	31	△121	△1,324	△1,324
当期中の変動額合計	△1,235	31	△121	△1,324	3,271
2025年3月31日 期末残高	3,426	264	△576	3,115	42,027

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称は、事業報告「企業集団の現況に関する事項 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

② 非連結子会社の状況

非連結子会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、亞太朝日股份有限公司及びASAHI ENGINEERING (MALAYSIA) SDN.BHD.の決算日は12月31日であり、連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、当該連結子会社の事業年度に係る計算書類を基礎として連結を行っております。

ただし、連結決算日までの間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。上記以外の連結子会社の事業年度の末日は連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

材料貯蔵品 移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

未完工事支出金 個別法による原価法

製品・仕掛品 個別法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法

ロ. 無形固定資産

自社利用ソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるための引当てであり、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 完成工事補償引当金

完成工事の契約不適合等の費用に充てるための引当てであり、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

ハ. 工事損失引当金

受注工事による損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができない工事について、損失見積額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

イ. 設備工事業

設備工事業は、空気調和衛生設備技術を核として、その設計・監督・施工を主な事業としており、これらに関して提供する業務を履行義務として識別しております。請負工事契約について、一定の期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。期間がごく短い工事は、工事完了時に収益を認識することとしております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積原価総額に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しております。

ロ. 機器製造販売事業

機器製造販売事業は、空気調和、温湿度調整の技術を活かし、半導体やFPD（フラットパネルディスプレイ）製造装置向けの精密環境制御機器を主とした環境機器の製造販売を主な事業としており、これらに関して提供する業務を履行義務として識別しております。製品の販売は、支配が顧客に移転した一時点で収益を認識しておりますが、製品の国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

完成工事高(注)	33,643百万円
工事損失引当金	274百万円

(注) 完成工事高の金額は当連結会計年度末手持工事に係るものであります。

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

請負工事契約のうち一定の期間にわたり充足される履行義務は、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積原価総額に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。

見積原価総額については、契約ごとに、発注業者への見積引合及び価格交渉、原価検討、過去の類似施工物件等をもとにしたシミュレーション等により実行予算を策定しております。実行予算は工事の進捗に伴い、資材、労務費単価の上昇、施工合理化の実施等により発生費用に変更が生じる可能性があることから、その見積りを継続的に見直しております。また、これらの見積りには、想定外の事象により発生費用が増減する不確実性を伴うため、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 受取手形・完成工事未収入金等のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額

受取手形	43百万円
完成工事未収入金	15,951百万円
契約資産	14,655百万円
売掛金	2,396百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 5,074百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「8. 収益認識に関する注記 (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載のとおりであります。

(2) 減損損失

当社グループが所有する事業用資産のうち、将来使用見込みのない電話加入権（無形固定資産）について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、0百万円を特別損失に計上しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	13,600,000株	13,600,000株	－株	27,200,000株

(注) 1. 2024年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
2. 当連結会計年度増加株式数は、株式分割によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2024年6月27日開催の第95回定時株主総会決議による配当に関する事項

・ 配当金の総額	1,029百万円
・ 1株当たりの配当額	80円00銭
・ 基準日	2024年3月31日
・ 効力発生日	2024年6月28日

ロ. 2024年11月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・ 配当金の総額	643百万円
・ 1株当たりの配当額	25円00銭
・ 基準日	2024年9月30日
・ 効力発生日	2024年12月9日

(注) 2024年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、2024年6月27日開催の定時株主総会決議による1株当たり配当額は、当該株式分割前の配当金の額を記載しております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年6月27日開催の第96回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・ 配当金の総額	2,446百万円
・ 1株当たりの配当額	95円00銭
・ 基準日	2025年3月31日
・ 効力発生日	2025年6月30日

(注) 配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については金融機関からの借入による方針であります。

デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理に係る規程等に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である支払手形・工事未払金等、電子記録債務及び未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は設備投資に係る資金調達であり、短期借入金については変動金利及び固定金利、長期借入金については固定金利で調達しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額1,084百万円）は、「投資有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形・完成工事未収入金等、電子記録債権、支払手形・工事未払金等、電子記録債務、短期借入金及び未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	8,751	8,751	—
資産計	8,751	8,751	—
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	295	293	△1
負債計	295	293	△1

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	8,751	—	—	8,751
資産計	8,751	—	—	8,751

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	－	293	－	293
負債計	－	293	－	293

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	設備工事業	機器製造販売事業	合計
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	75,705	－	75,705
一時点で移転される財又はサービス	10,406	5,835	16,242
顧客との契約から生じる収益	86,111	5,835	91,947
その他の収益	－	－	－
外部顧客への売上高	86,111	5,835	91,947

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

当連結会計年度における当社及び連結子会社における顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首及び期末残高は下記のとおりであります。なお、連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権は「受取手形・完成工事未収入金等」及び「電子記録債権」に、契約資産は「受取手形・完成工事未収入金等」に、契約負債は「未成工事受入金」に含めて表示しております。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	28,414
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	23,188
契約資産（期首残高）	13,313
契約資産（期末残高）	14,655
契約負債（期首残高）	1,629
契約負債（期末残高）	3,198

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,339百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格は2025年3月31日現在、設備工事業で82,348百万円、機器製造販売事業で7,092百万円であります。設備工事業においては、今後1年以内に当該収益の約77%を認識し、残りの大部分は今後1年から2年以内に認識すると見込んでおり、機器製造販売事業においては、今後1年以内に当該収益の約81%を認識し、残りの大部分は今後1年から2年以内に認識すると見込んでおります。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,631円80銭
(2) 1株当たり当期純利益	241円95銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当連結会計年度の繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)は24百万円増加し、退職給付に係る調整累計額が7百万円増加し、法人税等調整額が13百万円、その他有価証券評価差額金が45百万円、それぞれ減少しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
科 目	金 額			科 目	金 額		
流 動 資 産	58,298			流 動 負 債	36,350		
現金預金	17,207			支払手形	158		
受取手形	43			電子記録債権	5,544		
電子記録債権	4,797			工事未払金	17,799		
完成工事未収入金	15,482			買掛金	464		
契約資産	14,417			短期借入金	3,300		
売掛金	2,396			1年内返済予定の長期借入金	98		
未成工事支出金	1,241			リース負債	120		
仕掛金	1,487			未払費用	1,247		
材料貯蔵品	226			未払法人税等	2,349		
前払費用	227			未成工事受入金	1,567		
未収入金	97			完成工事引当金	3,124		
立替金	389			完成工事補償引当金	250		
その他金	284			工事損失引当金	50		
貸倒引当金	△1			固 定 負 債	1,191		
固 定 資 産	20,547			長期借入金	196		
有 形 固 定 資 産	8,506			リース負債	280		
建物・構築物	2,737			退職給付引当金	471		
機械・運搬具	102			長期未払金	195		
工具器具・備品	70			資産除去債務	47		
土地	3,082			負 債 合 計	37,542		
リース資産	365			純 資 産 の 部			
建設仮勘定	2,148			株 主 資 本	37,876		
無 形 固 定 資 産	447			資 本 金	3,857		
投 資 其 他 の 資 産	11,593			資 本 剰 余 金	3,824		
投資有価証券	9,836			資 本 準 備 金	3,013		
関係会社株	82			そ の 他 資 本 剰 余 金	811		
破産更生債権	185			利 益 剰 余 金	30,842		
長期前払費用	8			利 益 準 備 金	964		
繰延税金資産	449			そ の 他 利 益 剰 余 金	29,877		
長期保証金	457			圧縮記帳積立金	8		
役員従業員保険料	634			別 途 積 立 金	6,255		
その他	4			繰越利益剰余金	23,614		
貸倒引当金	△66			自 己 株 式	△647		
資 産 合 計	78,845			評 価 ・ 換 算 差 額 等	3,426		
				そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,426		
				純 資 産 合 計	41,303		
				負 債 純 資 産 合 計	78,845		

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高	83,791	
完 成 工 事 高 製 品 売 上 高	5,810	89,601
売 上 原 価	69,316	
完 成 工 事 原 価 製 品 売 上 原 価	5,439	74,755
売 上 総 利 益	14,475	
完 成 工 事 総 利 益 製 品 売 上 総 利 益	371	14,846
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,734
営 業 利 益		7,112
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金 不 動 産 賃 貸 料	346	
そ の 他	14	
営 業 外 費 用	49	410
支 払 利 息	28	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	30	
そ の 他	72	131
経 常 利 益		7,391
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,048	1,048
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	1	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	0	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	3	
減 損 損 失	0	5
税 引 前 当 期 純 利 益		8,435
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,426	
法 人 税 等 調 整 額	△94	2,332
当 期 純 利 益		6,103

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計
					圧縮記帳 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金		
2024年4月1日 期首残高	3,857	3,013	784	3,798	964	9	6,255	19,183	26,411
当 期 中 の 変 動 額									
圧縮記帳積立金の取崩						△0		0	-
剰 余 金 の 配 当								△1,672	△1,672
当 期 純 利 益								6,103	6,103
自己株式の取得									
自己株式の処分			26	26					
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)									
当期中の変動額合計	-	-	26	26	-	△0	-	4,430	4,430
2025年3月31日 期末残高	3,857	3,013	811	3,824	964	8	6,255	23,614	30,842

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2024年4月1日 期首残高	△660	33,406	4,662	4,662	38,068
当 期 中 の 変 動 額					
圧縮記帳積立金の取崩		-			-
剰 余 金 の 配 当		△1,672			△1,672
当 期 純 利 益		6,103			6,103
自己株式の取得	△0	△0			△0
自己株式の処分	13	39			39
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)			△1,235	△1,235	△1,235
当期中の変動額合計	12	4,469	△1,235	△1,235	3,234
2025年3月31日 期末残高	△647	37,876	3,426	3,426	41,303

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|------------------------------|---|
| ① 子会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |
| ③ 棚卸資産 | |
| 材料貯蔵品 | 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） |
| 未成工事支出金 | 個別法による原価法 |
| 製品・仕掛品 | 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|---|---|
| ① 有形固定資産
(リース資産を除く) | 定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法 |
| ② 無形固定資産
自社利用ソフトウェア | 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法 |
| ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。 | |

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|-------------|--|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるための引当てであり、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 完成工事補償引当金 | 完成工事の契約不適合等の費用に充てるための引当てであり、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。 |

③ 工事損失引当金

受注工事による損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見積額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

① 設備工事業

設備工事業は、空気調和衛生設備技術を核として、その設計・監督・施工を主な事業としており、これらに関して提供する業務を履行義務として識別しております。請負工事契約について、一定の期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。期間がごく短い工事は、工事完了時に収益を認識することとしております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積原価総額に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しております。

② 機器製造販売事業

機器製造販売事業は、空気調和、温湿度調整の技術を活かし、半導体やFPD（フラットパネルディスプレイ）製造装置向けの精密環境制御機器を主とした環境機器の製造販売を主な事業としており、これらに関して提供する業務を履行義務として識別しております。製品の販売は、支配が顧客に移転した一時点で収益を認識しておりますが、製品の国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

完成工事高(注)	33,073百万円
工事損失引当金	274百万円

(注) 完成工事高の金額は当事業年度末手持工事に係るものであります。

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	5,037百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	109百万円
長期金銭債権	185百万円
短期金銭債務	64百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 売上高のうち関係会社に対する部分	64百万円
(2) 売上原価のうち関係会社からの仕入高	49百万円
(3) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額	△218百万円
(4) 関係会社との営業取引以外の取引高	32百万円
(5) 研究開発費の総額	221百万円
(6) 減損損失	

当社が所有する事業用資産のうち、将来使用見込みのない電話加入権（無形固定資産）について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、0百万円を特別損失に計上しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	736,774株	736,917株	29,200株	1,444,491株

- (注) 1. 2024年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
2. 当事業年度増加株式数は、株式分割によるもの736,774株、単元未満株式の買取り請求によるもの143株であります。
3. 当事業年度減少株式数は、譲渡制限付株式報酬としての処分によるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

(繰延税金資産)

貸倒引当金	27百万円
未払賞与	1,276百万円
退職給付引当金	463百万円
工事損失引当金	83百万円
ゴルフ会員権評価損	32百万円
未払事業税等	111百万円
その他	367百万円
繰延税金資産小計	2,363百万円
評価性引当額	△326百万円
繰延税金資産合計	2,036百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△1,575百万円
その他	△11百万円
繰延税金負債合計	△1,587百万円
繰延税金資産の純額	449百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は31百万円増加し、法人税等調整額が13百万円、その他有価証券評価差額金が45百万円、それぞれ減少しております。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により、使用しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,603円67銭
(2) 1株当たり当期純利益	237円04銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

株式会社 朝日工業社
取締役会 御中

清 陽 監 査 法 人
東京都港区

指 定 社 員 公認会計士 中 村 匡 利
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 守 安 茂 弘
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社朝日工業社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社朝日工業社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

株式会社 朝日工業社
取締役会 御中

清 陽 監 査 法 人
東京都港区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 中 村 匡 利
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 守 安 茂 弘
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社朝日工業社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第96期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針および当該基本方針を実現するための各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。当該基本方針を実現するための各取組みについては、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人である清陽監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である清陽監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年5月14日

株式会社朝日工業社 監査役会

常任監査役(常勤) 筑 崇 ㊟

常任監査役(常勤) 佐々木修 ㊟

監査役 板谷宏之 ㊟

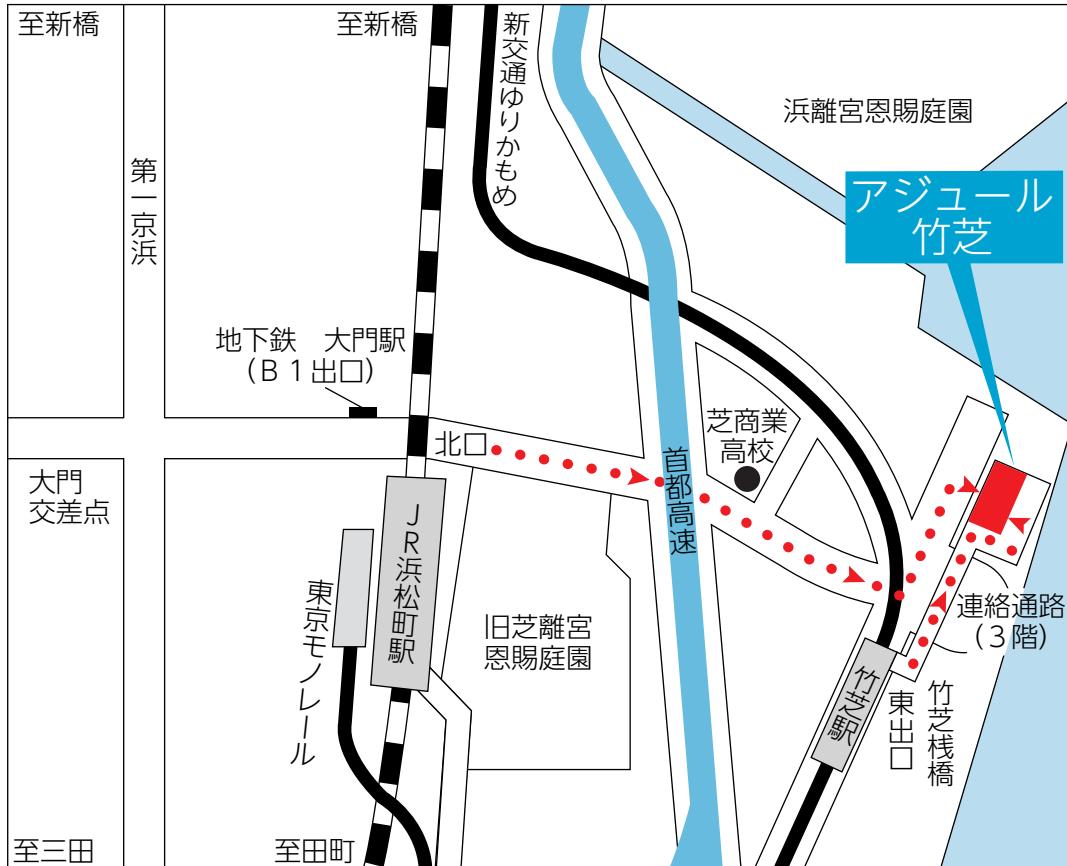
監査役 中野道夫 ㊟

(注) 監査役佐々木修、板谷宏之、中野道夫は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区海岸一丁目11番2号
アジュール竹芝14階「天平」
TEL：03-3437-2011

交通機関 JR山手線・京浜東北線「浜松町駅」北口より徒歩7分
都営地下鉄浅草線・大江戸線「大門駅」B1出口より徒歩8分
東京臨海新交通ゆりかもめ「竹芝駅」東出口より徒歩1分



〈お願い〉 当日は、会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。